

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第13条（略） （初任給調整手当）</p> <p>第14条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>310,800円</u></p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額60,000円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第15条～第34条（略） 附則（略） 別表第1～別表第4（略）</p>	<p>第1条～第13条（略） （初任給調整手当）</p> <p>第14条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額60,000円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第15条～第34条（略） 附則（略） 別表第1～別表第4（略）</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第6条において改正後の条例第14条の規定を準用する場合又は会計年度任用職員給与条例第8条第4項第2号において改正後の条例第14条の規定により初任給調整手当の額を算定する場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から適用する。
 - (1) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、会計年度任用職員給与条例第7条又は第17条の規定により令和7年12月に期末手当を支給されたもの 任期の初日（この条例の施行の日を含む任期の初日に限る。次号において同じ。）
 - (2) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、前号の期末手当を支給されていないもの 令和7年12月1日又は任期の初日のいずれか遅い日
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払と、前項ただし書の適用を受ける者に対して会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与はこの条例の施行の日以後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。